

年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働をする場合の 法令上の規定と、その留意点

2021 年 9 月 21 日

I-GLOCAL CO., LTD

逆井 将也

はじめに

ベトナム労働法では、時間外労働は年間 200 時間を超えないことと規定があるが、製造業など一部の業務に限っては 300 時間以内の時間外労働が認められている。本稿では、2021 年 1 月 1 日より有効となった 2019 年労働法(以下「新労働法」)に規定される、時間外労働、特に年間 200 時間以上の時間外労働を実施する場合の留意点や必要手続き、その他 2012 年労働法(以下「旧労働法」)からの変更点を中心に説明する。

1. 年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働を行う場合の条件と必要手続き

1.1. 時間外労働を行う場合の条件

使用者は、以下の条件を満たすことで労働者に対して時間外労働を要求することができる。

- a) 労働者の合意を得ていること
- b) 労働者の時間外労働時間は、一日あたり 4 時間、月 40 時間、年 200 時間を越えてはならないこと

しかし、業務・業種によっては年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外勤務が認められている。

1.2. 年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外勤務が認められる場合

新労働法および、政令 145/2020/NĐ-CP 号に基づき、以下の産業分野、業種、業務又は条件にあたる場合、使用者は労働者に対して年間 300 時間以内の時間外労働をさせることができる。

- a) 繊維、縫製、皮革、靴、電気、電子、農産物加工、林業、塩業、水産の製品の生産、輸出加工
- b) 電気の発電、供給、電気通信、石油精製、給排水
- c) 高度の専門、技術水準が求められる業務で、労働市場が適時に十分な労働者を供給できない場合
- d) 原料、製品の供給時期が限定される、または事前に予想できない客観的要素により、緊急で遅延させることができない業務を実施する場合。または、天候不順、自然災害、火災、妨害、電力不足、原料不足、生産チェーンの技術的事故により業務が発生する場合
- e) 作業に緊急性があり、国家機関の公務活動に直接関連する客観的要因のために遅らせることができない場合(ただし、法令の規定に従った国防、国家安寧の任務を行うための動員令を実施する場合や、自然災害、火災、危険な病気、大惨事の予防、克服において、人の生命、機関、組織、個人の生産を保護するための業務を実施する場合などを除く)
- f) 公共サービス、医療サービス、教育および職業訓練サービスの提供
- g) 通常の労働時間が週 44 時間を超えない企業における生産・運営活動に直接関連する業務

新労働法は、旧労働法と比較し、d)と e)に関してより詳細に規定されており、c), f), g)のケースが新たに追加されている。



I-GLOCAL
incubate the next

1.3. 年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働をする場合の必要手続き

年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働を労働者に要求する場合、企業側は書面での通知手続きを実施しなければならない。手続きの詳細は以下となる。

- a) 提出先: 時間外労働を実施する地域の労働局、もしくは企業の本店所在地にある労働局(時間外労働をする場所が企業の本店所在地と異なる場合)
- b) 必要書類:
 - ・時間外労働についての合意書(政令 145/2020/ND-CP 号の附録 IV フォーマット 01/PLIV)
 - ・年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働をすることについての通知書(政令 145/2020/ND-CP 号の附録 IV フォーマット 02/PLIV)
- c) 期限: 時間外労働を開始する日から 15 日間以内

上記は法令で規定された手続き方法だが、実務上、各地方の労働機関の見解・規定によっては追加書類が要求される場合があるので、事前に地方の労働機関に確認することをお勧めする。

4. 年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働をする場合の留意点

時間外労働に関する違反行為は、使用者に対して以下のような罰則が科されるため、ご留意いただきたい。

- a) 労働者の合意を得ずに時間外労働をさせた場合、20,000,000 ドン～25,000,000 ドンの罰金が科される。
- b) 規定された時間外労働時間を超える場合、労働者数に応じて 5,000,000 ドン～75,000,000 ドンの罰金が科される。また、税務上、規定された時間外労働時間を超えることで支払った残業手当は、損金不算入となり、また個人所得税の課税対象となるリスクがある。
- c) 年間 200 時間以上 300 時間以内の時間外労働をすることについて、事前の書面通知手続きを実施しなかった場合、2,000,000 ドン～5,000,000 ドンの罰金が科される。

II. 年間 300 時間を超えて時間外労働を行う場合

上記の通り、一部の業種では年間で 300 時間を上限に時間外労働を行うことができるが、実務上、規定された上限を超えてしまう可能性がある場合、将来的な罰則や税務リスクに備え以下のような対策・対応を適用する場合がある。但し、これで全てのリスクが回避できるわけではないのであくまで参考程度にご覧いただきたい。

- a) 労働組合や労働者の代表者と 300 時間以上の時間外労働をすることについての合意書を作成する。
- b) 残業の必要性や、やむを得ない事情を記載した説明書を作成する。

おわりに

上記の通り、新労働法において時間外労働に関する規定にはいくつかの変更点があり、また、200 時間以上 300 時間以内の時間外労働を実施する場合には、事前の書面通知が求められるため留意いただきたい。



I-GLOCAL
incubate the next

<https://www.i-glocal.com/>

本レポートに関するお問い合わせはこちらまで: info@i-glocal.com